

(9) ロボットの法的保護の検討

2足歩行・4足歩行のロボット技術について、日本は世界的にも進んだ技術を有している。今後も歩行技術に限らず、認識、対話など分野を広げつつ進歩していくことが予想される。

かかるロボットを知的財産権によって保護する場合、現行法の枠組みによっても相応の保護は可能である。

しかし、冷蔵庫や立て看板等の単なる物体とは異なり、ロボットの扱われ方によっては、現行法の枠組みでは解決しにくいと考えられる隙間があると思われる。

そこで、まずはロボットに関する知的財産の保護の現状をまとめ、現行法の枠組みでは解決しにくいと考えられる隙間に着目し、その隙間を埋めるためにどのような解決策を提言できるか、という点を検討する。

<検討メンバー>

岡田 吉美 特許庁特許審査第1部応用光学(特許審査第1部調整課併任)
審査官(課長補佐)

◎伊達 浩 ソニー(株)知的財産第2部ネットワーク・ソリューション GP 係
長(弁理士)

船山 邦彦 凸版印刷(株) 法務本部コンプライアンス部 部長

三尾 美枝子 シティユーワ総合法律事務所
弁護士・日弁連知的財産政策推進本部委員

※◎は発表者。

ロボットの法的保護の検討

Aグループ

ロボットの分類

- ロボットとは
 - 架空のロボット(小説、マンガ、映画)
 - 実物のロボット
 - 産業用ロボット
 - デモ用ロボット(技術デモ、広告宣伝)
 - ホビー用ロボット(ペット、球技・格闘技)
 - 実用ロボット(医療・介護)

検討の必要性

- 日本の2足・4足歩行のロボット技術は、世界的にも進んでおり、今後も優位性を維持すべき
- 近年、飛躍的に進んだ技術によって登場してきた実物のロボットに対し、法的保護が現行法制で十分か否か検討する必要があるのではないか

3

検討時の視点

- 実物のロボットは、人ではない
- 実物のロボットは、物である
- 実物のロボットには、作った人がいる
- 実物のロボットを使って、何かをする人がいる

4

ロボットを使って何かをする人

- 実物のロボットを主人公にした映画に問題は？
- 実物のロボットをゲームソフト上に登場させることに問題は？
- 実物のロボットをCMに使うことに問題は？
- 実物のロボットを店頭広告用ディスプレイに使うことに問題は？
- 上記の行為がフリーライドにならないのか？

5

留意点

- 実物のロボットの動作、機能等、珍しいものとして、人の目を惹く
- 現在、実物のロボットは各家庭に広く入り込んでいない
- 今後、実物のロボットが珍しくない状況になった際には、保護と利用のバランスを再考する必要が生じる可能性もある

6

検討すべき保護主体(受益者)

- 1 創作者、製造者
一次的にロボットの創作・製造、販売を行った者

- 2 販売者、利用者
ロボットを取得した後に、それを販売、または業として利用した者

7

1 創作者、製造者の保護の対象

- I ロボットの形状(静止状態)

- II ロボットの動作、動作の制御技術

- III (完成後に利用した場合)広告的利用

8

2 販売者、利用者の保護の対象

- I ロボットの形状(取得後に改造)
- II ロボットの動作の改変、動作の制御技術の改造
- III 広告的利用

9

主体と対象のまとめ

1. 創作者・製造者	2. 販売者・利用者
形状	形状
動作・動作制御技術	動作の改変、動作の制御技術の改造
広告的利用	広告的利用

10

形状の保護

- 意匠権
 - 物品の形状、模様・・・2条1項
- 著作権
 - 美術の著作物(図形の著作物)・・・10条1項4号、6号
- 不正競争防止法の形態模倣
 - 他人の商品の形態・・・2条1項3号
- 実用新案権
 - 物品の形状、構造・・・3条1項柱書

11

動作の保護

- 特許権(機構・動作の制御技術)
 - 技術的思想の創作・・・2条1項
- 意匠権(動的意匠)
 - 物品の有する機能に基づいて変化・・・6条4項

12

広告的利用の保護

- 商標権

- 立体的形状・・・2条1項

前提: 販売・公開された時点でロボットも自由選択物
文字商標と同様に、自由に商標として採択可能

- 不正競争防止法の混同惹起、著名表示冒用

- 商品等表示・・・2条1項1号、2号

13

物のパブリシティ権による保護

- 現在のところ、不明確な部分が多く、保護対象となりうるか否か不明

- ギャロップレーサー事件

14

問題のまとめ①

- 意匠法: 動的意匠での保護
- 不正競争防止法: 形状が形態模倣(3号)で保護されることに加えて、ロボットの広告的利用は商品等表示(1号、2号)で保護される二面性を明確化する必要性があるのでは。
- 特許法・実用新案法: 現状通りで問題なし。

15

問題のまとめ②

- 著作権法と意匠法: 重畳的保護の有無を、法文上明確化させる必要があるのではないか。
- 商標法: 動的立体商標を保護対象に含める必要があるのではないか。それによって、不正競争法2条1項1号、2号で保護される場合も明確化されるのではないか。

16

著作権法と意匠法の重畳的保護1

■ 保護の理由

- 意匠権と著作権との重畳的保護の有無が不明確
- ロボットの形状に著作物性が認められれば保護すべき。
- 一方の権利のみによる保護では不十分と考えられる場合あり。
- マンガが描かれた→マンガに基づいて現物のロボットを製作→著作権による保護可能。
- 先にロボット制作→著作権による保護不可能は不均衡。

17

意匠権と著作権の重畳的保護2

■ 判例

博多人形事件
たいやきくん事件
ファービー事件

■ US・欧州

18

改正法案

- 著作権法2条2項(意匠法との関係)
 - ①この法律にいう「美術の著作物」には、意匠法の保護対象となる美術工芸品を含むものとする。
 - ②この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品(機械制御又は電子制御によって、予め定められた軌道、駆動機構を用いて移動し、又は形状が変化するものを含む)を含むものとする。

19

弊害の検討

- ロボット以外の物品も含まれてしまう可能性あり。
- 改変する場合の同一性保持権の制限に対して例外を認める必要→著作権法20条2項の例外規定を追加

20

動的立体商標の保護

■ 保護の理由

- 現行法は立体広告物がロボット技術によって動き回ること、動き回った場合でも商標の機能が発揮される場合があることを想定して作成されていない。
- 文字や図形は画面上で動いた場合でも判読・識別できる範囲で同一性を維持できるが、立体的形状が動いた場合は同一性を維持できない
- 今後の立体商標は、ロボット技術を利用して動き回ることが予想される。

21

改正法案

■ 商標法2条1項

- この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状(機械制御又は電子制御によって、予め定められた軌道、駆動機構を用いて移動し、又は形状が変化するものを含む)若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であって、…

22

弊害の検討

- 立体的形状が動いた場合の識別力の発生する範囲を、どの範囲まで認めるか(同一性、類似範囲の認定)。
- 審査負担
- 従来通り、商品分類を指定して権利範囲を明確化

23

結論

- 実物のロボットを主人公にした映画に問題は？
→著作権法による保護で解決
- 実物のロボットをゲームソフト上に登場させることに問題は？
→著作権法による保護で解決
- 実物のロボットをCMに使うことに問題は？
→商標法・著作権法による保護で解決
- 実物のロボットを店頭広告用ディスプレイに使うことに問題は？
→商標法による保護で解決
- 上記の行為がフリーライドにならないのか？
→従来法の枠組みでも解決可能

24